

# インボイス制度導入 事前準備について

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス」(適格請求書)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかの判断や、登録を受ける場合の事前準備(売手側・買手側)についてまとめました。



## 適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかの判断

### □ 売上先が適格請求書を必要とするか検討しましょう

- ・「課税事業者」である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付する適格請求書が必要です。
- ・「免税事業者」又は「簡易課税制度」を選択している課税事業者である売上先は、適格請求書を必要としません。

### □ 登録を受ける場合・受けない場合について検討しましょう

- ・登録を受ける場合 →登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます)。
- ・登録を受けない場合→適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます(経過措置期間終了後は仕入税額控除ができなくなります)。

### □ 登録を受ける場合は、登録申請手続きをしましょう

- ・令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。



## 登録を受ける場合の事前準備<売手側>

### □ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- ・売上先の取引について適格請求書の交付が求められる取引かどうか確認しましょう。
- ・適格請求書は、請求書・領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や手書きでの交付も可能です。
- ・都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

### □ 交付している書類等につき、どう見直せば適格請求書となるか検討しましょう

- ・適格請求書は、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- ・売上先が作成する「仕入明細書」などにより支払を受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、改めて売上先への適格請求書の交付は不要です。
- ・何を適格請求書にするか、どう交付するか、システム改修等も含めて検討しましょう。

### □ 登録を受けた旨(登録番号)、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有しましょう

### □ 適格請求書の写しの保存方法を検討しましょう

- ・写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。

### □ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- ・それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。なお「消費税転嫁対策特別措置法」においては、大規模事業者等一定の事業者が免税事業者であることを理由として、消費税分を上乗せせずに本体価格だけを支払うことは、いわゆる「買いたたき」に該当し事業者が行ってはいけない行為とされています。



## 登録を受ける場合の事前準備<買手側>

- 簡易課税制度(基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合に限る)を適用するかを確認しましょう
  - ・簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のために適格請求書の保存は不要です。
  - (この場合、以下の項目は検討不要)

- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引か検討しましょう

- ・継続的でないような一度きりの取引や少額な取引も原則として適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
- ・適格請求書の保存が不要となる特例もあります(以下のとおり)。

- ※適格請求書の交付義務免除

- 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限ります)
    - ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります)
    - ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります)
    - ④ 自動販売機等により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限ります)
    - ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります)

- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- ・仕入先が適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- ・何が適格請求書となるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- ・必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。

- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- ・請求書を登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- ・免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。

- 帳簿への記載方法を検討しましょう

- ・適格請求書の保存が不要となる特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の摘要を受ける場合、その旨の記載が必要です。



## 適格請求書の作り方

- 新たに「適格請求書」を作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです。

- ・様式の定めはなく、手書きであっても下記の①～⑥の記載事項を満たしたものであれば「適格請求書」になります。(請求書に限られません)

請求書

① 交付先の相手方 (売先) の氏名又は名称: (株)〇〇 御中

④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び登録番号: ▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円

⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨): ※ 軽減税率対象

③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率:

8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

⑥ 税率ごとに区分した消費税額

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。